静岡県立大学感染症管理対策委員会規程

平成19年4月1日 規程第45号 改正 平成24年4月1日、平成26年4月1日 令和2年4月1日

(設置)

第1条 静岡県立大学(以下「本学」という。)における研究教育活動に伴い教職員及び学生が 感染源から感染することを予防し、かつその発症に対し適切に対応するため、本学に静岡県立 大学感染症管理対策委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 研究教育活動中における病原微生物感染の予防およびそれによる感染症発症についての対策に関すること。
 - (2) 学内において集団発生の可能性がある感染症(結核等)についての対策に関すること。
 - (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する一類感染症等の社会的に重大な影響を及ぼすと考えられる感染症についての学内での対策に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、感染症についての学長からの諮問に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。ただし委員には、医師の資格を有する者を含めなければならない。
 - (1) 健康支援センター長又は副センター長
 - (2) 次の条件のいずれかを満たす教員であって、薬学部及び大学院薬学研究院、食品栄養科学部及び大学院食品栄養環境科学研究院、看護学部及び大学院看護学研究科からそれぞれ選出された2人、並びに短期大学部から選出された1人
 - ア 医師、歯科医師又は獣医師の資格を有していること。
 - イ 感染症に対しての専門知識と経験を有していること。
 - ウ 感染の可能性がある試料を取り扱う研究教育等に従事していること。
 - (3) 次の条件のいずれも満たす教員であって、国際関係学部及び経営情報学部から選出された 1人
 - ア 大学院を兼務していること。
 - イ 感染の可能性がある実習等を担当する研究教育等に従事していること。
 - (4) 事務局長が指名する事務局職員1人
 - (5) 学生部長が指名する学生部教職員1人
 - (6) その他学長が指名する者

(委員の任期)

- 第4条 前条第2号から第6号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置き、学長が第3条各号に掲げる者のうちから指名する。
- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員の3分の1以上の 者から請求があったときは、委員長は委員会を招集しなければならない。
- 2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決する ところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員会の議を経て、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(専門部会)

- 第8条 委員会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(教育研究審議会への報告)

第9条 委員長は、毎年度、委員会の審議状況について、報告書を作成し、3月31日までに教育 研究審議会に提出しなければならない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 第4条の既定にかかわらず、第3条第3号で平成20年度に選出された委員の任期は、平成21年 3月31日までとする。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。